

令和3年8月19日

利用者及びご家族の方へ

修徳児童館
京都市

緊急事態宣言の発令を受けた子育て支援施設等の対応について

平素は、本市の児童館・学童クラブ事業に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般の緊急事態宣言を受け、8月20日から9月12日までの間における児童館・学童クラブの運営を以下のとおりとさせていただきます。

大変御不便をおかけいたしますが、御理解・御協力をいただくとともに、引き続き感染拡大防止のための取組を徹底いただくようお願いいたします。

記

1 学童クラブ事業 継続

- 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、**自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。**
- 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休館・休所を行いますので、あらかじめ御了承ください。
- 利用されるお子様はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

2 児童館事業（自由来館事業） 休止

3 その他

- 各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、家庭内感染の防止も含め、別紙の内容について、御留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。
- 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。